

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第廿九號

明治二十三年九月發兌

大日本監獄協會

● 會 告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振込込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せざる往復文書は

東京牛込區北町卅番地主幹字川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五出版
明治廿三年八月二十七日印刷
明治廿三年八月二十八日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野 尚

印刷人

東京本所區外手町十一番地寄留

寺井 宗平

發行所

東京牛込區北町拾五番地

大日本監獄協會事務所

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ冀望スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
 - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業
 - 五 獎勵スル事
 - 六 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲スル事
 - 八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 九 監獄衛生ヲ獎勵スル事
 - 十 萬國監獄協會ト通信 往復其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ヲ講シ義ヲ討論 議決等トヲ舉行スヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒布ス
- 第六條 本會ハ左ノ事項ハ左ノ如シ
 - 一 義捐ニ關スル事
 - 二 監獄ニ關スル法令
 - 三 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
 - 四 衛生ニ關スル事
 - 五 統計ニ關スル事
 - 六 本會記事
 - 七 通信又ハ寄書
 - 八 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 九 推戴員
 - 十 名譽會員
 - 十一 特別會員

- 第四條 維持會員
 - 一 正員會員
 - 二 推戴員
 - 三 名譽會員
 - 四 特別會員
 - 五 維持會員
 - 六 切實ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會雜誌購讀ノ義務アルモノトス
 - 七 正員會員ハ總會ニ關スル議事其ノ他一切事務ヲ擔當スルモノトス
 - 八 維持會員ハ總會ニ關スル議事其ノ他一切事務ヲ擔當スルモノトス
 - 九 特別會員ハ總會ニ關スル議事其ノ他一切事務ヲ擔當スルモノトス
 - 十 名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ選舉スルモノトス
 - 十一 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長
 - 二 副會長
 - 三 庶務局長
 - 四 主幹局長
 - 五 調查委員
 - 六 特別調查委員
 - 七 第十條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改換ス但シ再選セラルルヲ得
 - 八 第十一條 役員ハ總會名譽職トス
 - 九 第十二條 總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク
 - 十 第十三條 維持會員ハ毎月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ
 - 十一 第十四條 選舉ハ總會維持會員之ヲ行フ

第貳拾九號目次

維持會員	加入人名	一
官報	監獄官練習	五
問答	第 回學生召集	六
翻譯	監獄期施行細則問答	八
統計	英國監獄統計表摘要	正員神谷彦太郎四一
通信	監獄作業論	正員松田五百吉四六
寄書	北海道の感化保護事業	正員杉本萬吉四九
本會記事	監獄制度改訂	正員高口小太郎四四
	請神谷君譯	正員山崎柳藏五九
	華氏監獄論	
	特別會告	
	監獄官任免異動	

大日本監獄雜誌第二十九號

明治二十三年九月

○改正規則に依り本年八月以來維持會員として入會せられたる諸君は左の如し

東京府

採川忠兵衛君(東京市會議員)

小山田君

林和一君(狀師)

穴崎君

小山田君

大阪府

前田素志君(大阪府典獄)

新田君

前田君

新妻駒五郎君(大阪府副典獄)

新妻君

新妻君

京都府

小野勝彬君(京都府典獄)

小野君

小野君

大塚杉三君(京都府書記兼看守長)

大塚君

大塚君

北海道廳

丸岡十君(樺戶集治監看守長)

丸岡君

丸岡君

神奈川縣

植田卓爾君(神奈川縣看守長)

植田君

植田君

德嶋縣

千石學君(德嶋縣典獄)

千石君

千石君

山口縣

岡野正輝君(山口縣副典獄)

岡野君

岡野君

○本年八月以來正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

加入人名

(一)

大日本監獄協會誌第九拾號

(五五三)

青森縣

渡邊龍嶽君	楠淵養吉君	永井信吉君
深津直三郎君	青木キク君	松下ハマ君
高橋シノ君	大高武利君	渡過源助君
藤田德彌君	野谷宇太郎君	成田平次郎君
工藤喜代造君	白取貞次郎君	上野馨君
菊池八三郎君	淺利勝觀君	平柳源八君
碓井保雄君	安立守一君	笠原是三郎君
工藤末太郎君	澤田源之助君	竹内邦一君
池田佐太郎君	穴澤留吉君	小山田岩逸君
廣澤茂次君	八木橋幸右衛門君	小島英二君
田中丙太郎君	坂本佐吉君	葛西清馬君
工藤良吉君	葛西繁之丞君	佐藤誠一君
齊藤一覺君	午川竹松君	青木初彌君
西岡喜三郎君		

大日本監獄協會誌第九拾號

(五五三)

岩手縣
京都府
山梨縣
秋田縣
愛知縣
鹿兒嶋縣
島根縣

工藤德次郎君	對馬有君	水木亦四郎君
中條慎次君	佐藤邦助君	
武田和忠太君		
但馬三郎君		
長田忠一君		
大貫忠道君	淀川清君	皆川健爾君
島本佐伯君		
篠原秀四郎君	白坂產兵衛君	海老原武治君
松下助四郎君	鈴木龍郎君	岡田扇太郎君
平野肇君	杉岡知一郎君	田中稻之亟君
鳥坂好景君	多久和長次郎君	福岡嘉太郎君
小谷武三郎君	金川清之助君	草刈最君
間宮德次郎君	北川猶次郎君	余村健藏君
坂本富太郎君		

大坂府

野村繁太郎君 原田觀一郎君 余村彦三郎君
三上邁之助君 前原勝人君 原田十藏君
甲田元次郎君

青山 薰君 末田梅次郎君 山田又平君

森山善次郎君 會場勝二君 原田彌兵衛君

杉森平太郎君 松本原之進君 芦田鉄之助君

土田永吉君 弓削宗一君 東郷實平君

大岡藤次郎君 篠崎音三郎君

山形縣

藤本大忠君 佐藤憲山君

福岡縣

辻 彌十郎君 中村三子吉君 磯部岩雄君

村井峰次郎君 森田千五郎君 豐田甚三郎君

川野百吉君 馬場權八君 堀田五十二君

永野茂一郎君 美和鉄五郎君

福岡縣

遠藤忠重君 久保復太郎君 早田彌市君

佐藤信近君

官報

自明治二十三年八月十一日
至明治二十三年九月十日

●內務省令第四號

廳府縣 憲兵司令部
集治監 假留監

明治十九年五月內務省令第三號同第七號廢止ス

內務大臣 伯爵西郷從道

●內務省訓令第三十號

廳府縣 憲兵司令部
集治監 假留監

明治二十一年十月內務省訓令第二十號內務報告例別冊ノ通更定ス

但別冊ハ別ニ頒ツ

明治二十三年八月二十三日

●內務省訓令第三十一號

內務大臣 伯爵西郷從道
廳府縣 集治監 假留監

本年三月當省訓令第十號第一項總監ノ下ヘ「北海道廳ハ長官」ノ七字ヲ挿入ス

明治二十三年八月二十三日

●內務省訓令第三十三號

內務大臣 伯爵西郷從道

監獄官練習所受業生ニ係ル往返旅費及滞在中ハ寄宿舎膳料ノ實費ヲ以テ日當トシ各廳經費ヨリ其
他書籍筆紙墨器具消耗品等ノ費用ハ地方稅監獄費ヨリ支拂スヘシ

但北海道廳神繩縣集治監假留監ニ在テハ渾テ其廳經費ヨリ支拂フモノトス

明治二十三年八月二十七日

內務大臣 伯爵西郷從道

●辭令

任北海道廳典獄兼北海道川上郡長叙奏任官三等 公使官書記官 從六位寺見機一

●雜事

監獄會議 山形縣ニ於テハ各監獄首席書記ヲ召集シ去月二十六日ヨリ獄事會ヲ開キ同二十八日議
了閉會セリ○大分縣ニ於テハ本月四日ヨリ各監獄首席ノ書記看守長ヲ第二部監獄課ニ召集シ監獄
事務手續監內取締規則ノ看守押丁以下勤務法非常心得、在監人被服保存規程其他獄務上ノ要項ヲ議
シ同七日議了閉會セリ○新潟縣ニ於テハ本月十一日ヨリ管下各監獄上席官吏ヲ召集シ獄事ニ關ス
ル協議會ヲ開キ同十四日閉會セリ

監獄隔離室 大坂府虎列刺病豫防委員長書記官佐藤暢ハ去月二十八日堀川監獄ヲ巡視シ隔離室ヲ
檢分セリ同室ハ日下虎列刺病蔓延ノ折柄入監者ノ同病菌ヲ齎シ來フンコトヲ慮リ設ケタルモノニ
シテ入監者ハ先ツ衣類其他ニ煙蒸法ヲ施シ一周間同室ニ入レ置クモノトス同獄現因四千餘人中虎
列刺病ヲ發シタルモノナキハ全ク注意ノ行届キ居ルニ依レリ

監獄官練習

監獄官練習所に關する事項にして世に公けにするも有益
無害なりと認むるものは其筋の許可を得て本欄に登載す

●第一回受業生の召集 監獄官練習所第一回受業生召集の爲め廳府縣長官集治監假留監典獄へ發
せられし訓令は左の如し

訓第五五八號

本年一月訓第二五號監獄官練習所概則第三條ノ受業生ハ來ル十月十五日迄ニ參着セシムヘシ
右訓令ス

明治二十三年八月廿七日

內務大臣 伯爵西郷從道

●監獄官練習所第一回受業生 として擢拔せられたるは左の諸氏とす

宮城縣集治監(二人)	書記伴 誠 藏君(正員)	看守長一條源次郎君
三池集治監(二人)	看守長鈴木 清臣君(正員)	看守長三 池 俱君(正員)
兵庫假留監(一人)	書記兼看守長高松 知周君(正員)	
大坂 府(三人)	副典獄新妻駒五郎君(維持會員)	看守長兼書記永田直之丞君(正員)
	看守副長長谷川 巖君(正員)	

神奈川 縣(二人)	書記露生里次郎君(正員)	看守長本間 主貞君(正員)
兵 庫 縣(二人)	看守副長花 房 教君(正員)	看守副長加藤 雄逸君(正員)
新 瀧 縣(一人)	看守長兼書記杉野 喜祐君(正員)	
群 馬 縣(二人)	看守副長兼書記坂口 慶吉君(正員)	書記兼看守副長尾原 勘作君(正員)
栃 木 縣(一人)	看守副長高田 貞清君	
靜 岡 縣(二人)	看守長兼書記佐々木武次郎君(正員)	看守副長兼書記松田 長克君
山 梨 縣(一人)	書記兼看守副長山本 生長君	

監獄官練習

受業生の召集 監獄官練習所第一回受業生氏名

(七)

滋賀縣(二人)	看守長 郷原増之助君(正員)	書記 奥村嗣次郎君(正員)
岐阜縣(一人)	書記 伊東義路君(正員)	
山形縣(二人)	書記兼看守副長 高橋勝太君(正員)	書記兼看守副長 黒金運八君(正員)
鳥取縣(一人)	書記兼看守長 山本忠雄君(正員)	
岡山縣(二人)	看守長 船橋致遠君(正員)	看守長兼書記 和田宗親君(正員)
廣島縣(二人)	書記 松田重行君(正員)	看守長兼書記 山縣齋高君(正員)
德島縣(二人)	看守長 小原正安君(正員)	看守副長 栗田重作君(正員)
福岡縣(二人)	看守長兼書記 河原正治君(正員)	屬兼書記 山座龍太郎君
大分縣(一人)	看守長兼書記 佐藤元次郎君(正員)	
熊本縣(二人)	看守副長兼書記 宗像覺馬君(正員)	

(未完)

問 答

本欄の問及び答は固より私考に係るものなれは其當否を保するまど能はざるは勿論尙は不充分のおと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せざるゝ諸君は提撕の努を惜まれらんあどを希望す 編者 白

○監獄則施行細則問答 (承前)

第四十六條 定役ニ服スヘキ者ハ風雨積雪等ノ爲メ既定ノ作業ニ就ケシメ難キ時ト雖モ他ノ作業ニ就ケ休役セシムヘカラス

問 北海道の如きは半ケ年餘も積雪中なれば其間は土工開墾若くは開鑿等の既定の事業に使役し難きを以て一集治監多きは三千餘の囚徒をして監房内若くは監獄内の役を執らしめざるへかゝす實に困難のおとなりとす就ては北海道の如きは本條を適用せざるも可なるか如き取り除け法ありや

答 北海道廳の囚人に就ては防寒の爲めの特例の許可はあれども未だ使役法に就て監獄則に特例を開かかれたることを知らず就ては勿論本條に依らざるを得ざるよとならんか之を要するに獨り防寒のよとのみならず役業上に於ても北海道の如きは特別の規定を設くるの必要あるへしと信す而かも未だ其事あるを聞かず

第四十七條 科程ノ了否ハ正午ト罷役前トニ於テ毎日二回之ヲ検査スヘシ

問 答 監獄則施行細則問答

(二六五三)

問 炊夫看病夫等の如き者の正午の検査は如何にして其科程の半を査定し得べきや

答 右の如き科程を定め難き事柄に使役する者に就ては只本條の精神を斟酌して検査するものにして此の明文の如く爲すとは能はざるへし

第四十八條 毎日囚人ヲシテ作業ニ就カシムルニ際シ悉ク之ヲ監房外ニ整列セシメ看守長及看守女監取締點檢ヲナスヘシ還房セシムルトキモ亦同シ

問 還房せしむるときも亦同じとあるを見れば其検査の注意に出房と還房との差なし然るも尙ほ可なるや

答 還房せしむる時も亦同じとあれども實は出房の際よりも還房の際の方危険多きものなれば其注意の深淺を云はゞ固より還房の方を嚴密に検査するゝと其當を得たるものとす

第四十九條 在監人ノ起床ヨリ就寢ニ至ル迄ノ動作時限ハ別表ニ之ヲ定ム但作業ニ依リ己ムヲ得サル場合ニ於テハ内務

大臣ノ認可ヲ得テ其時限ヲ伸縮スルコトヲ得

問 本條に依れば作業に依り已むを得ざる場合にあらざれば動作時限を変更するを得ざるかと勿論なれども土地に依りては日出日没時に差異あるか爲め検査上よりも變更せざるを得ざるかあるへしと思考す如何

答 土地異なるより検査上已むを得ず本條の動作時限を伸縮せざるを得ざるか爲め特に内務大臣より其變例を認可せらるゝとありと聞く故に本條のみを見れば作業に依らざれば變更するを得ざるか如しと雖も實際は作業のみならず検査の爲めにも其變更を許さるゝと云ふ

第五十條 起床還房就役罷役就寢其他ノ動止ヲ令スルハ鈴若クハ析ヲ以テシ全監一齊ニ動止セシム

問 佛蘭西及ヒ白耳義に於ては騎兵喇叭を用ひて全監一齊に動止せしむるものとす我邦に於ては本條の規定あるを以て之を採用するを得ざるべきや

答 本條の精神は全監一齊に動止せしむるに足るべき鳴物を以てすへしと云ふに過ぎざるへければ強ち鈴若くは柝とある文字に拘泥せず其地形若くは監獄

號九拾貳第誌雜會協獄監本日大

號九拾貳第誌雜會協獄監本日大

(三六五三)

の大小に應し適當なる鳴物を用ひるも敢て本條の精神に背くおとにはあふさるへしと思考す

第三章 工 錢

第五十一條 各種ノ工錢ハ其地普通ノ傭工錢ニ照シ各自ノ技能ト就役時間トニ應シ一日若干ト定ムヘシ

問 各自の技能と就役時間とに應して工錢を定むるものなれば一時間を以て之を比較すれば技能にして同等なれば囚人も常人も同じ高の工錢を得る割合なふん果して然るや

答 然り

問 然ふは多人數の囚人を拘禁する監獄に於ては其工錢の揚り高非常なるものなふん何となれば普通の勞働者は其工錢を以て妻子をも養ふなれとも監獄に於ては囚人一人の衣食住の爲め其工錢の十分の四若くは六を官に納むるおとなれば果して囚人の工錢にして民間の工錢と差なきに於ては官納金莫大の等なり然るに未だ左まで多額なりとのおとを聞かそ且つ囚人を使役して物を造

るときは非常に安價に出來上るとのおとを耳にす此安價にして信なれば囚人と常人との其間に工錢の差あるなふん如何

答 監獄に於て工錢を料定するは固より本條の規定に依り各自の技能と就役時間とに依り之を定むるものなりと雖も其標準とするものは一年前の相場若くは半年前のものにして而かも一年若くは半年經たされは之を變更せざるおと通例なりと聞く故に本條に依り規定すと雖も一度之を定めたる以上は民間の工錢の如く時々高低を生ずることなく之を据ゑ置くおと久しきに過る傾きあるを以て實際は往々民間の工錢と大差を生ずるに至るものと思考す依りては能く民間の變動に應し監獄の工錢をも改定することを怠たふざるに於ては本條の精神にも充分叶ひ隨て囚人の勞力の價值を明かにするおとも得へし殊に民間の勞働者と監獄との間に忌むへき競争を起すの原因は多くは囚徒の工錢非常に廉きに起因せり何となれば監獄内に於ては工錢の廉きを以て其製品の定價從て廉し(市場の相場を參酌せざるの弊之か爲めに民間の勞働者を害し一國の經濟上頗る忌むへき結果を生ずへし是れ監獄の工錢と民間の工錢と其差

あるの致を所に歸せすんはあらず就ては外國に輸出する物品の如きは例外とし内地に於て販賣せる物品を製作する所の囚人の工錢は民間の工錢に比して其時間に割合すれば毫も差異なきに至らしめされは到底經濟上の不平均を排除し勞働社會の害を全く消滅せしむるを得ざるべしと思考す

第五十二條

免役日ニ於テ囚人ヲ炊事掃除病者ノ看護其他監獄ノ用ニ使役スルトキハ科程外ノ工錢ヲ與フヘシ

問 本條を新たに設けられたる理由如何
答 免役日には囚人を使役し得ざるものと正則なれども監獄の用にも使ふを得ざるに於ては其不便言ふへからず依りて監獄の用なれば免役日と雖も強て使役するを得るの道を開くか爲め本條の新設を必要とせられものならん

第四章 給 與

第五十四條 囚人ノ衣服ハ赭色懲治人ノ衣類竝ニ刑事被告人ニ貸與スル衣類ハ淺葱色ニシテ總テ筒袖トシ長短二種ニ分ツ男ノ通常服ハ長衣就役服ハ短衣トシ女服ハ總テ長衣トス

第五十五條

囚人ノ蒲團ハ赭色懲治人及刑事被告人ノ蒲團ハ淺葱色トシ各自ニ貸與シ二人以上合着セシムルコトヲ得ス

問 此の施行細則に於て新に二人以上合着せしむるを得すと規定せられたるは定めて理由あるものとなく如何

答 從來或る監獄に於ては在監人の多くして給與品の少なきが爲め夏期に於ては二人に一枚の敷蒲團を貸與すと聞きたるものとあり斯くありては忌むべき舉動の行はるゝと勿論なれば其弊を防かんか爲め實地視察上の結果として本條を規定せられたることなく實は蒲團を二人以上合着せしめざるのみならず一房に二人寢臥するものと願くは此の施行細則に於て之を禁せられたかりしに未だ其箇條の明掲せられざるは遺憾至極なりと云ふへし

綴 譯

○千八百九十年開設露國聖彼得堡府萬國監獄會議議題

正員 武田英一 譯 東京

第二部 (前號の續き)

第四問 終身刑又は長期刑(長期刑とは法律の規定せる所に従ひ或は十年以上の刑を謂ひ或は五年以上の刑を謂ふ)を實施するには其罪人を殖民地に送遣するの外他に良法ありや否

前項各種の罪人を拘禁すべき監獄の性質、組織及び規律は當さに如何なるべきか

第五問 監獄官即ち典獄、監察官、出納官等を登庸するには、如何の原則に由り如何の手段を以てするを最も利益ありと爲すべきか

第六問 或る罪人は不可懲治者即ち竟に善道に歸せしむべからざる者と爲すを得べきか

前項果して可なりは如何の手段を用ひ此種の罪人に對して社會を保護すべきや

第七問 刑事裁判宣告確定前と確定後と在監人を遇するに如何か其規律を異にすべきや

第八問 囚徒として刑期満限放免の後に能く自活の業に就かしめんと欲するとき、監獄内に多種の役業を設け、其囚徒の技能に應じて最も適當なる作業を執らしめざるべからず、此の如くせんと欲するとき、監獄は恰も一種の工場と爲り、常に煩雜を極むるのみならず、其費用亦非常の多額に上るべし、加之監獄に於て多種の作業を設くる此の如きときは、其中又過簡過易にして囚徒懲戒の功を奏し難きものあるを免れざるべし、而かも尙ほ其種類を限定せしめ、囚徒の技能に應じて各々適當なる作業を執らしむべきか

第九問 刑期を數期限即ち數階級に分割し、囚徒の一階級を経る毎に漸次其待遇を寛にするは、至良の方法なるか、果して之を以て至良の方法なりと爲すときは、其第一階級に於て最も嚴格なる規律を用ひざるべからず、即ち分房監禁の法を施すべきは勿論なるべし、而して此等の囚徒に對しては如何なる種類の作業を授くべきか、且つ此期限階級を設くるには刑期の幾分既に經過したる時を取るべきか

第十問 拓地又は殖民の目的を以て荒蕪の地に監獄を設置するとき、一般監獄

の規律と相異なる特別の規律を設けて囚徒の待遇を寛にすへきか
前項果して然らば、此監獄に送遣すへき囚徒は悉く長期刑の者たるを以て、其送
遣前立つ特種の規律を設け、内地の監獄に於て若干期限の間之を嚴待するを可
とすへきや
(未完)

譯者曰く以上第八第九第十の三問は我帝國政府の提出する所に係る、然れど
も本文は佛文に就きて翻譯したるものなれば恐くは語氣原邦文に同しから
ざるへし讀者幸に之を諒せられよ

○

○露國萬國監獄議會第二部第一問の答(承前)

正員 加地鈞太郎譯 東京

監獄に於て官業工役法は受負工役法より優れりとするや

若し契約を以て受負工役の賃銀を一囚、一日又は一品毎に定むるときは其賃銀の
額は同一の場合に於て同質及び同量の工役に對し自由職工に支給する賃銀の三
分一又は四分一に過ぎざるへし其故如何となれば受負人監獄に於て或る工業を

行はんとするに當り其將來の結果は如何あるへきや其使役する囚徒は果して其
職を習ふに順良適當なるや否や其製出する物品は果して確實なる需要あるや否
や豫め知る能はさればなり而して若し囚徒にして漸く其職に長するに至り其製
作品にして漸く需要あるに至らば受負人に取りては利益此上なかるへきも監獄
及び政府は損害を被るのみにして少しも利する所なかるへきや必せり是れ受負
工役法を經濟上不利なりとする所以なり
有給工役法とは獄署に於て他人の爲めに工役を行ふの法たるまとは前に述べた
るか如し

此法に由れば他に注文を爲す者ありて原品及び器具を供給し獄署は其吏員の統
督に依り囚徒をして工作を爲さしむるものあり其注文者は一私人なるまどあり
會社又は官署なるまどあり蓋し此工役法は官署に於て必要なる物品例へば病院
貧院育兒院學校等に要する被服及び器具并に軍人警察官等の如き官服を要する
者の被服若くは兵營の家具等を製造せしむるに最も適當なるものと云ふへし
此法たる道德上及び刑法上更に非難すへき所なし何となれば此法にありては獄

署は刑の完全なる執行に付き必要なる道德上の原則を工役上に實行するを得且つ典獄は受負工役法に於けるか如く一私人(受負人)の爲めに其職務を妨害せざるゝと云ふを以てなり

然れども此法に唯一の關點あり即ち官署に於て監獄に注文する場合に當り或種の工業例へは裁縫製靴の如きものに在ては普通製造所に行はるゝ如き職業の分擔を定むるを免れざるゝと是れなり工長は其製造の良結果を期するは常情なれば最も熟達せる職工にのみ其業を授くるは自然の道理たるゝし例へは軍服を製するに方り上着の裁縫に最巧なる職工は常に上着のみに従事すべく隨て囚徒は一部分の職に通するも全体の業を詳にするを得ざるゝし併し自由工業と雖も此弊は多少免れざる所にして拙劣なる職工は始終容易の業にのみ使役せらるゝを見は監獄に於ても此事あるは深く咎むるに足らざるなり彼の受負法の如きは受負人に於て監獄を純然たる製造所に變化し去り工役の分配法をして過度に失せしむるにあらすや

有給工役法は經濟上受負法よりも有益とす何となれば注文の期限は常に短くし

て賃銀も亦其時々等差あればなり

此法は他に利益あり即ち獄署は賃銀を定むるに自由職工の賃銀と同額又は稍々同類なとむるゝを得るか故に自由工業家及び職工との競争を避るゝとを得へし況んや若し監獄に於て政府の需用品を悉皆又は多分に供給するとき競争の弊害は決して生ぜざるに於てをや

然れども此法は何地に於ても單一に施行せらるゝとあらずして必ず受負法又は重に官業法と併ひ行はるゝを常とす有給工役法は爾かも或る場合に於ては官業工役法と共に行ふを必要とす是れ官業法の行はるゝ監獄に於て往々適用せられ又受負法より官業法に移らんとする場合に於て受負法と共に適用せらるゝとあればなり之を要するに有給法は受負法に比すれば一層の進歩を爲したるものにして受負法より官業法に遷るの楷梯なりと謂はざるへからず

官業工役法に於ては政府則ち監獄署は法律上商人の資格を有し其事務に付ては商業に關する法律手續及び慣習に遵はざるへからず官業工役を統督する典獄及び諸吏員は多少商業に通曉せざるへからず殊々各種の工作に當る工長は其業に

精巧熟達なるへきは勿論又良好なる慣習法を心得居るものならざるへかゝす又獄署は自ら原品を購入し製作品を賣捌き且つ有要の器具を供給せざるへからず斯の如く官業法にありては獄署は商業上の知識及び實地に通曉するを要し各種の工業に付適當なる工長を得るを要し且つ原品及び器具を自ら供給するを要するを以て官業法は受負法より一層の困難あるものと云ふへし官業法は其他に尙は會計上に關する重要な事務あり即ち器具の目錄原品計算簿製作品簿賣捌簿、収支計算簿等の諸帳簿を調製整理せざるへかゝさるの煩あり官業工役法に對し世人の常に非難する所は自由工業と有害なる競争を爲すと云ふに在り然るに受負工役法に於ても亦此競争あり否な官業法よりは之を避くるに一層の困難あるものなり何となれば受負人は囚徒の工役を廉價に且つ長期限を以て賃借するものなるか故に自由工業より廉價に物品を製作するを得隨て其製作品は國中に溢出し物價を低落し其地方の工業者を損害するに至ると雖も契約の満期までは之を如何ともすへからされはなり之に反し官業法にありては獄署に於て工役を管理するか故に可成丈其地方の自由工業と競争なき種類の工業

を選ふよとを得へく又場合に依れば其工業を引換へ且つ其物品の價を可成丈自由工業の定價に準ずるよとを得へく又自由工業に害ある競争を制限するよとを得へきなり其他官業法を非難する者往々曰く若し工役の事務を擔當する官吏にして商業に通せず其掛引を心得ず官の命令規則にして商業を自在且つ駿速に行ふよとを妨くるに於ては其工役の利益を害するよと鮮少なざるへし而して原品の購入及び製品の賣捌に付ても適當なる時機に乗ずるよとを知らざるか爲め其利益を減少するのみならず又其損失を招くに至るへしと此弊や稀に生ずる所なり若し監獄工業の上に立て萬般の指揮を行ふ一人の官吏其人にして商業上の事務に通し官業工役の措置方法を心得居る者なふんには之を避るよとを得へきや疑を容れざるなり此弊害たる若し監獄の工業を一私人又は販賣の爲めにせずして政府の爲め則ち先づ第一に監獄自身の爲めに被服器物等を製造供給するの所と爲さは決して生ずるの憂なく隨て自由工業との競争は全く消滅に歸すへきなり

此事たる從來政府に物品を供給し來りたる工業者の苦情を生ずへしと雖も此苦情は決して意とするに足らざるなり何となれば若し是等の苦情を取上るに於ては如何なる必要の工業も監獄に於て之を行ふと得ざるへければなり唯茲に研究をへき問題は監獄に於て實際官員の被服及び官署の器物等を製造し得へきや否やの事なれども經驗に由れば此事行ひ得へしとす

獨逸聯邦中の數ヶ國奧國并に匈牙利國に於ては軍隊郵便及び鐵道の諸廳に要する被服并に其他の物品は一個の受負人の入札を以て供給せしむ然るに受負人は民間の製造所に於て之を製造せしむるものと殆ど稀にして其多分は之を監獄に依頼するを常とす例へは匈牙利國の如きはナフエンイエド及びスツアモスイブアの監獄を除き他の一切の監獄に於ては陸軍の受負商人の爲め被服及び靴を製造するなり

斯の如くんは政府は監獄をして自ら直接に行はしむるものと得へき工業を他人の手を経て間接に行はしむるものなり此の如き媒介者を用ふる時は政府は毎歲多額の冗費を要するも利益は獨り受負人の専有に販すへし之に反し若し政府よ

り監獄へ直接に工役を分配するときは受負人の利益又は費用の節減となるへし此方法は其他に獄署をして工役及び刑罰の正確なる執行を容易ならしむへし

ルーマニア國に於ても亦監獄に於て軍服製造の例を示すものなり又同國ブコウエタの重罪監獄には革製造所ありて囚徒五百人之以て從事す同所に於て未製の革を靴用に仕上げたる上更に之を他の監獄に送りて靴に製造せしむるものとす

獄制の未だ完全ならざるルーマニア國に於てすら其軍服の需用を供給するに工業工役法を以てするの實際的方法に出づ工業及獄制の進歩せる國々に於ては同法施行し得へきと一層容易なるや知るべきのみ

官業工役法は現時巴威爾、巴典、普列、伊太利、英吉利、瑞典、諾威、白耳義、瑞西、和蘭、ウエルテン、ベルク、匈牙利、クロアチアの諸國に行はる但し和蘭、ウエルテン、ベルク及び匈牙利に於ては官業法の外に受負法も併ひ行はるゝなり

余の答案に付ては余は官業法を善しとするものなり何となれば官業法は總ての場合に應ずるものと得、利益ある工業を行ふと得、且つ利益なき工業を限制するものと得るを以てなり其他官業法は左の効益あり

第一 官業法は獄制に適合せしむるを得何となれば該法は分房制にも雜居制及び階級制にも適用し得ればなり

第二 官業法は監獄の規則安全及紀律の條件と抵觸するおとなし何となれば獄署は獄則に應じて工役の方法を設くるおとを得且つ安全及紀律上要する所に從ひ監督及び警護を爲すおとを得へければなり

第三 官業法は獄署をして衛生上の處置を嚴重に施行するおとを得せしめ且つ健康に害ある工役を除却し又は全く之を獄内に入れざるおとを得へし

第四 官業法は獄署をして將來囚徒の滿期放免後其生計の助となるへき工役の爲みを選定せしむるおとを得へし其他獄署は數多の工業を行ふおとを得るか故に囚徒の性情体力健康に適應したるものを撰むを得及び監獄所在地並に其地方の小工業者に於て行はざる工業のみを獄内に設くる横注意するおとを得へし

右は官業工役法に關し注目すべき箇條なりとす

以上陳述したる所に由れば官業工役法は監獄署の事務をして繁多ならしめ及び

○看守學校(承前)

獨逸國 ヤーゲマン博士著

正員 野村泰亨譯 東京

第四章 實地觀察

高等監獄官に専門教育の必要なる所以は上文の方法に依り之を証するを得たり以下諸論者の難論を辨駁せざるへか

論者曾て言へるあり云く獄務上特別の各事項を整理處辨せんには既に高等の普通教育を受けたるものなれば足れりどすと然れども此論者の望む所にして足れりと爲すを得へきや予は然らずと答へんのみ蓋し他の官局に於ても亦其勤務上細事項を容易に處理すへきの人を得るのみにして足れりと爲さす而かも其特別

要務に耐るの人無かるへからずと爲す然らば則ち將來の監獄官に向ても亦何ぞ専門教育あらんを切望せざるの理あらんや願ふに實驗上に由るときは往々看守長を以て典獄となるの教習と爲すと雖も其監獄の構制にして模範と爲すに足り監獄官たらんとするもの就て修得するを得るか如きにあふされば此實驗上の方法も良結果を生ずるよと能はざるへし論者或は曰く既に裁判上の實務に當り隨時監獄の事務上識見を得るときは之を以て豫備教科に代用するよとを得へしと此説や固より謬迷たるを免れず然る所以のものは他無し前文の如く豫備教科なるものは尤も困難なればなり法律家若くは法官は規則上不幸にして往々監獄の管理を以て附屬事務と爲したる小監獄にあふされば之を巡視するよとなし果して此の如きの狀況に在ては豫備教課を要せざるの理なし然るされば夫の便宜監獄を管理するには少しく良心に問ふて以て之を監督せは足ふん云ふか如きの謬説に陷るなきを得ず

其他の論者は特に學理的豫備教科を不可とし而して看守見習を必要ならずと爲す其意以爲らく獄務と各種の細事件と其細事件の間の關係とは實驗上之を練習

するよとを得且つ若干期限間附屬職務を履行したる者は實驗あるを以て後尋常叙任の法に依り高等の職務に任するよとを得へしと此論者の考ふる所に由れば要するに學理的教課の構制は極めて困難なるものなりとするものなり蓋し此教課を修むるよと否とを以て隨意と爲すときは之を修むる生徒の數又極めて寡少ならん若し之を以て義務と爲すときは此教課の困難なるか爲めに多く獄務に従事せんとするの人を減すへし今日も監獄官志願人の員數甚た僅小なりと以上の諸論者に對し予は左記の一答詞を呈せんのみ即ち若し監獄學なるもの無しとせんか則ち學理的教育の資料に供すへきもの無からん監獄學なるもの有りとせんか則ち高等監獄官たらんと欲するものは之を了知し又之を攻究せざるへかふすと誰れか監獄學無しとするを得んや

請ふ所謂監獄學あるものありとするよりして立論せん此學問は恰も其築造未だ全備せざるか如し故に監獄法の細目を説明するの書は或は既に陳腐舊籍に属して今の用を爲さず然るされば専ら監獄の沿革上古今の得失を比較するに止り或は特に實驗上の事項に過ぎざるなり然らざるものは疑問中の一點を掲論し僅に

宗教上教育の忽にすへからざるを辨明するのみロランヅ、フオン、スタイン氏は曾て警察勤務に關し従前出版せられたる著書を參酌し以て警察上一切の實財を蒐集して完全なる警察法を構制するを得たり而して此時に至る迄は警察勤務の名稱を以て毫も關係無き各種の相異なる事物を彙集するものと年此に久しきに及へり然れどもロランヅ、フオン、スタイン氏に及んで此の如く完全の警察法を制定するを得たり監獄法も亦獨り此の如くなるを得ざるの理あらんや又必ず學理實驗上並ひ行はるゝの監獄法を制定するを得べきなり意ふに所謂監獄學なるものは自由權剝奪の刑を施行するの學說たるか故に刑法治罪法には必ずしも缺くべからざるの補助たふすんはあらず是れ學者の容易に了知する所なり夫れ監獄學は古今此處刑執行の狀況を明にし並に現行刑法の綱領及び監獄改良の目的を示さるへかゝす其學理上説明すべき事物の區域は甚だ廣遠なり故に拘留に係る諸條項なり自由權剝奪の刑の擴張なり此刑に係る各種の目的なり此刑に係る各種の執行法なり諸監獄なり監獄局の構制等皆其内に在り蓋し監獄の原則を擴張發達するや方さに万国普通の性質に由らざるへかゝす又監獄學を教授するに當り

てや文明の諸國に發生せる重要な現象と其模範とすべき事項とを引証せざるへかゝす此の如くなるに至りては學理上の説明は益々繁雜にして多岐に分るゝに至る
監獄の建築法なり其衛生法なり其懲罰法なり其囚徒一個人の取扱法なり宗教教育なり又尋常教育なり工事なり農業なり此の如き各事項に就て攷究するときは本題の科目も又益々其區域を擴張すへし次に學理並に實地に係る數多の問題は徒刑場及び懲治場、老囚監、瘋癲監、幼年囚、矯正院の如き諸監を査閱するに至りて之を攷究すへし加之一切犯罪豫防法は監獄法及び監獄の實地管理法と密接の關係を有するものにして後者宜しきを得されは前者其功を奏する能はざるや瞭然明白なり蓋し此論題中には唯々再犯豫防を目的とする出獄人の保護を含有するのみならず又受刑人犯罪の第一始原を掃除すへき一切豫防法を包有す而して此の犯罪の第一始原は其受刑人の前行を考察するに至りて明記するを得るなり又次に監獄統計學及び犯罪人統計學は既に監獄學の重要な一分科と爲り以て會計衛生德育の成績奈何に關し裁判所及び監獄の功績を點檢するの法を示そ

前上重要な諸事項は皆特に學理上意を致して之を攷究せり此の如き學理の基礎既に存立するに當りては獨り専門教育を與ふるに當り唯々實驗上の基礎のみを以てせんことを主張するを得ざるなり蓋し監獄官にして甫めて其の職に就きたる者に衆人の望を満足せしむるに足るべき監獄學の畧論世上猶ほ未だ是あらざるか故に夫の監獄の二三事項に關して詳細説する専門書に依りて妄に其意見を一定するを得ず又世上散見したる監獄書類を纂輯して現在の欠典を填補するを得ざるへし加ふるに監獄官たる者は其職務を尽さざるを得ざるか故に其學業を勉むると益々困難なる者あり蓋し學理的教課を構成せざるへからざるの必要は現今の狀態より生ずる自然の結果たらんはあらす若し余儕既に監獄學に就て良好の小冊子ありたらんには或は此教課を必要と爲すを要せざるへし縱令此の如き小冊子既にありたりとすも尙ほ且つ此の教課を設けんとを企望するを得ん然れども亦此の如き小冊子に於て求め得たるの原旨は監獄學教課の嚮導と爲り且つ此教課の構成を容易ならしむへし且や既に受くる所の教課にして其細事項の足らざる所は之を補足し之に當然の論難を下さんか爲めに前記の小冊

子を攷究するときは其効用を生ずるよと蓋し大なるへし而して此の如き小冊子無きを奈何せん是に因り此學理的の教課は監獄學生徒の爲めに尤も重要なへし顧ふに此教課を設くるときは監獄學教官として其學問の爲めに拮据奮勉して之に通曉し其學識を發達せしむへし故に此教課は益々之を授くる者の爲めに利あるや言を俟たざるなり

此學理的の教課は便宜之を構制するも之か爲めに適當なる教員と充分なる員數の生徒とを得るよと蓋し亦難しとす是れ或は得て争ふへかざるの事實とす凡そ既に善良たり有益たりと認知せられたるものにして卒に實施せられざるものは未だあらざるなり學理的教課既に此の如し何ぞ實施せられざるの理あらんや學者或は此の如き豫備教課を修むべき責務の苦難なるを憂へ爲めに証言して言はく余儕の修得せんと切望する職務は爲めに抛ちたるの費用に報ふるに足らず又或は六箇月の苦學に償ふに足らざるなりと而して此輩は之を論外に措き齒牙の間に置くへかざる蓋し彼の如きは唯々方さに此學理教科の爲めに熱中せざるのみならず又爾來熱心せざるへければなり彼又或は云ふを得ん高等監獄官たら

んふとを志願するものは蓋し之れあらざるへし要するに其職務は極めて困難なるものなり孰れか之を好愛するの念あらんや何となれば此職務は大學の修業を要するか如き高等の官職と爲すを得す且つ監獄學の諸問題並に其學理的教育は未だ全く明解發暢せざるを以てなりと世上法律學者多きに過ぎ其供給は需要を超過するの今日に當り監獄高等官に在つては其志願人の甚だ僅少にして世の需要に供するに足らず彼の論者の説く所は然る所以を詳明するに足らん此事實は余曹のハーバード大公園に於て看る所なり此大公園に於ては典獄の俸給は常に高等法院の法官と同額なるのみならず又其居住は隨意の地に之を撰むを得然るに監獄官志願人の寡少なる此の如し奇なりと謂ふへし(未完)

○囚徒衛生法(承前)

正員 下田菊太郎譯 在米國

又病者に於ける監獄の影響ハ其の既に經過せる刑期の長短に依りて如何あふんと云ふに是れ左表に於て明かなり
刑期三ヶ月以上の申渡を受けたる囚徒にして疾病に罹りたるもの

刑 期 病者 疾病に罹りたるまで經過したる刑期

人員 四週間 八週間 三週間 六週間 九週間 一年一ヶ年 二年 三年 三年以上

三ヶ月以上六ヶ月以下	四六八	一〇五	八九	八九	一二一	一	一	一
六ヶ月以上九ヶ月以下	二五三	五〇	三六	三八	八六	四三	一	一
九ヶ月以上一年以下	二八二	五〇	二九	三〇	六四	六八	四五	一
一年以上一年半以下	一七五	一八	二四	一三	三六	二三	三一	一
一年半以上二年以下	一二九	一五	七	一四	二七	二〇	一七	三三
三年以下及三年以上	九六	三	五	一	一八	九一	〇	二三
								一三一

此の表に由れば疾病の数は監獄の影響と大に關係あるを見るへし故に刑期數ヶ月の者にして疾病に罹りたるは殆んど皆其刑の初期にありと雖も刑期一年以上のものに在ては其刑期の増加に隨ひ其病者次第に増加し而して其終に至るに及んで益々夥多なるを見るなり此の狀況に因り考察するときは短刑期の病因に於ては其の疾病必すしも監獄の所爲にあらざるへきも刑期一年以上のものに在ては獄舎の生活之が大なる原因たるふと疑ひを容れざるなり

(八八五三)

大日本監獄協會誌第九拾九號

又病者の年齡を舉ぐれば左の如し
 二十歳以下 四百六十人
 二十一歳以上二十五歳以下 六百三十二人
 二十六歳以上三十歳以下 三百八十六人
 三十一歳以上四十歳以下 百三十九人
 四十一歳以上四十五歳以下 九十四人
 四十六歳以上五十歳以下 五十四人
 五十一歳以上五十五歳以下 二十九人
 五十六歳以上六十歳以下 十五人
 六十歳以上 十三人
 在監人は年齡少壯の者其の多きに居るを以て前顯病者の數に於ても少壯者多き所以あり故に囚徒年齡を重ねるに隨ひ監獄の影響を受くること亦た多しと謂ふへし
 疾病の數を各年(歷年)に區別すれば左の如し

年	號	囚徒總員	病 四	一日平均	囚徒數	病 四	囚徒百人ニ付一日ノ病四平均
千八百七十三年	二〇七八	三四六	五二六	九	一七〇		
千八百七十四年	四七六五	五八八	八三九	一二	一五五		
千八百七十五年	五〇七二	六九三	九一〇	一六	一七五		

是故に大都府の窮民社會より出づる所の囚徒の大數と各囚の性狀とを考ふるときは前陳の好結果は決して望み得へからざるものゝ如し又在監人の總員中百分の二十七以上までは虛弱多病等にて多くは工業に従事する能はざるものなり(千八百七十三年の囚徒總員千五百九十六人の内此の種のもの四百四十二人ありたり)病監に於て施療したる病者の外に房内に於て治療を受たる囚徒數多あり曩に述へたるが如く是等の病者は敢て工業に従事するを得さると謂ふにあらず又其疾病たる舊來の不治病にあらずれば一時の微恙に過ぎざるものなり
 此の種の病囚にして所謂癆疾病監に在りたるもの左の如し

(九八五三)

大日本監獄協會誌第九拾九號

(〇九五三)

大日本監獄協會誌第九拾號

右病症の輕重は其病期に由て之れを知るへし
其病期は左の如し

年	号	輕症病者の人員	癩疾者の人員
		總員	一日平均
千八百七十三年	三二四	二三	二
千八百七十四年	一〇六一	一〇四	九
千八百七十五年	一四七二	一三一	一一

此表に由れば輕症病者は八日以内のものを以て最も多しとす故に是等の疾病は

年	号	病者の人員	三日以下	八日以下	十日以下	十一日以上	十二日以上	十三日以上	十四日以上	十五日以上
千八百七十三年	三二四	八三	一六〇	六五	二二	七	四	五		
千八百七十四年	五八八	一六一	二六七	八四	五九	一六	一			
千八百七十五年	六九三	一八五	二九四	一一四	七一	二三	四	二		

何れも重症にあらざるや知るへし
今夫れ獄舎に在る疾病の種類は如何と云ふに本監に於ては未だ曾て傳染病の發生ありたることなし室扶私の病に罹りたる者は數々之れありと雖も其傳播したるものと未だあらざるなり

囚徒入監のとき能く之を診察して之れを入監せしめ之れに清潔なる衣裳を給與し而して其病あるときは直ちに之れを病監に入る故に傳染質病を發するおとなし又汚物を排去するの裝置完全し凡そ汚穢物及び庖厨洗濯所の汚水は皆排水管及び疏水溝を以て迅速に之を除却するか故に汚物腐敗し臭氣蔓延するの憂なきのみならず併せて病因を撲滅するなり又空氣の流通を宜くし飲水供給を便にするか故に未だ酸酵病の發生したるものとあらず飲水は時として着色と鉄氣あるか故其味微しく異なる所なきにあらずされども今日に至るまで未だ其害を及ぼしたるおとを聞かず唯千八百七十四年の暑中に當り赤痢及び下痢病者に罹りたるもの少なきにあらざりし(病監に於て治療したるもの下痢病者三十二人赤痢病者二十七人ありたり)と雖も一人の患者の水腫病に變したるの外は悉く全治したり蓋

(一九五三)

大日本監獄協會誌第九拾號

し痼病流行の場合に當て始て圓圖清淨法大に効を奏せり若し此法なきときは該病をして蔓延せしむるに至りしや明かなり
本監に於て流行したる他の疾病は間歇熱是れなり蓋し監獄より遠隔なとざる所に大小の沼池あり且つ本監の近傍に於て運河開鑿の工事ありて其泥土を堆積したるか故是等のもの該病の原因となりしやも知るへからす該病者の數は左の如し

千八百七十三年	患者	三百四十六人の内	間歇報病者	三十八人
千八百七十四年	全	五百八十八人の内	全	五十五人
千八百七十五年	全	六百九十三人の内	全	四十四人

四年間の間歇熱病者は其數合計百五十人あり其病勢別に盛大ありと云ふにあらず故に本監の近傍に漸次農業の進歩するに至れば自づ其跡を絶つや必せり又監獄と毫も關係なき傳染質の疾病は徵毒及び疥癬是なり疥癬に罹りたるもの四年間に八十九人徵毒に罹りたるもの三百十六人ありたり徵毒病者は何れも其入獄の際既に頗る重体なりしものにて病監に在ること尤も長く且つ病者總員の

百分の十五以上まで即ち病者七人に付一人は徵毒患者なりとす而して徵毒及び疥癬患者は合して患者總員の百分の二十に居る即ち患者總員五分の一は徵毒若くは疥癬病を本監に齎したるものなり (未完)

統計

○英國監獄統計表摘要

正員 神谷彦太郎譯 東京

第一 地方監獄

譯者曰く地方監獄に關する統計は千八百八十六年四月一日より翌年三月三十一日に終る一年度間のものに係る (以下括弧の注意なり)

一 監獄の數

六十五(明治十一年までは地方監獄の數一百十三なりしか同年四月一日の法令に依りて小監獄合併の舉ありしを以て其數を減せり從來是れ等の監獄は地方政府の管する所なりしか明治十年以來都て中央政府の直轄と爲せり)

(四九五三)

大日本監獄協會誌第貳拾九號

一前年度末日の現員	一萬八千三百九十二人内男一萬四千七百九十四人女三千五百九十八人
一本年度末日の現員	一萬六千九百十三人内男一萬三千六百六十二人女三千二百五十一人又此總數の内刑事被告人は一千三百六十三人なり
一在監人一日平均數	一萬七千八百七十六人内男一萬四千三百三十四人女三千五百四十二人
一死刑執行	十二人
一病死	百四十三人
一自殺	十人
一逃走	五人
一假出獄	無し(地方監獄拘禁囚と雖も假出獄を許されざるにはあらざれども只甚た稀なり)
一病室入りの度數	五千八百八十
一懲罰の度數	四萬千七百四十四

大日本監獄協會誌第貳拾九號

(五九五三)

一吏員の數	千九百九十四人内男千六百六十八人女三百三十四人
一總費額	百八十七萬三千六百六十七圓二十五錢
(以下三項は本年度の表に欠きたるを以て千八百七十八年度の表より抜抄して之を補ふ)	
一監房の數	獨寢房二萬六千二百二十六、懲罰房四百四十九
一教育	年度間入監者拾八萬六千〇六十人に就き可なり教育ある者は百人中凡そ四人半の割合なり
一再犯以上	入監者百人に付三十七人五五即ち六萬九千八百六十六人なり 前年度に比すれば百人に付四人八を減す

一雜記

地方監獄は之を六區に別ち東中央區西中央區東南區西南區東北區西北區と稱す

地方監獄に拘禁する四人の刑期は數日より二年有餘に至る
地方監獄は概ね男女を拘禁す其の専ら男子に屬するものは五監あるのみ

(六九五三)

號九拾貳第誌雜會協獄監本日大

軍事に關する囚人刑事被告人と雖も普通の在監人と同しく之を地方及び中央監獄に拘禁す

地方監獄は都ての刑事被告人、重輕罪囚及び幼年囚を一時又は満期まで拘禁する所とす(故に該監在監人の多少は囚徒全般の増減を窺ひ知るに足る)該監統計表の殊に精密を極め在監員漂動圖を載する如き蓋し之れに由るか今只全豹の一斑を據記するのみ

第二

中央監獄

(中央監獄に關する統計は千八百七十八年度のものに係る)

一 監獄の數

拾二(内ウールキンダ獄と稱するものは男女の二監獄に分れあるを以て或は拾三と數ふるゝあり)

一 前年度末日の現員

一萬〇二百二十二名内男八千九百九十二名女千二百三十八名

一 本年度末日の現員

一萬〇三百五十八名内男九千六百六十八名女千四百九十八名

一 在監人一日平均數

一萬〇二百〇八名内男八千九百九十六名女千二百一十二名

一 病死

百一十一人

一 自殺

二人

一 逃去

四人

一 假出獄

千四百五十九名内男千二百三十六名女二百二十三名

一 病室入りの度數

六千八百六十六

一 懲罰の度數

一萬六千五百二十九

一 吏員の數

一千七百二十四名内男千五百五十八名女百六十六名

一 總費額

百七拾五萬二千四百三拾三圓五拾八錢

一 役業の利益

百〇七萬六千三百四拾圓六十錢(囚人一人に付凡そ金百〇五圓

四十四錢に當る)

一 雜記

中央監獄は分房獄と公業獄(囚人を開墾築港等の公業に使役するもの)との二種に區別せり其分房獄は二個にして他は公業獄なり

中央監獄の内男囚のみを拘禁するもの九、女囚のみを拘禁するもの一、其の他は皆男女を拘禁す

(未完)

(七九五三)

號九拾貳第誌雜會協獄監本日大

通信

○監獄作業論(本篇は本縣獄事講習所に於て講師佐野尙

氏の講述したるものの筆記に係る)

本日は佛國監獄學者ベールンゼー氏か其元老院に提出したる監獄論中作業に係るものを本年一月出版の佛國監獄協會雜誌に掲載しありたれば本日は之を譯述すべし

夫れ無就業分房監は囚徒に痛苦を與ふるゝ實に少なからずとす元來囚徒をして就業せしむるゝとは囚徒の道德心を改良し放免の日に至りて就職に缺くへからざるの豫備を與るゝに尤も價値ある事辨を俟たさるゝとあるなり然らば分房監中に於て囚徒を就業せしむるゝとあるの作業法を組織するゝとは出來得可きや其方法を組織したるゝ以上は工場に於て得んとするゝとあるの結果を収め得るや此二問題は監獄學者の屢々論究するゝとあるなりと雖も實際上より見るゝときは此二問題は殆んど實行に適せざるか如し

嘗て白耳義の監獄學者スタパン氏論して曰く(同氏は同國の監獄局長にして「ロンドン萬國會議スエ」中には八十種以上の作業を設くるを可とすと又米國のアレキサンドル氏曰く元來囚徒の勞役は囚徒を苦役して其囚費を充てしむへきものなりと茲に至りて其囚費を充てしむるの權利は各政府の固有するものなりや否やの問題を惹起すへし此問題は亞米利加シンシナチー萬國監獄會議以來今日ま

て學者の熱心して審査を遂げんとするものにして實に此論題は輕々に觀過すへからざるものとす余が熟考する處にてはスタパン氏の論の如きは今日尙は行ふゝと能はず又アレキサンドル氏の言へる權利云々は素より政府は該權利を有すゝの理由あるゝ元來囚徒を苦役するゝは奴隸を遇するに等し苟くも今日の人民を奴隸と同一視するは豈に正道と言ふを得んや夫れ人を禁錮するの權は必ず政府の國家を防守するの權内に存せざるはなしと雖も必ずしも奴隸を設くるの權利は政府に存すと云ふへからず若し世の論者此權利即ち奴隸を設くるの權利政府に存すると言はんゝと欲せば須らく其然る所以の証據を挙げざるへからず而して其証據を古昔の弊習に探ふはいさしらす今之を如何なる學如何なる道理に問ふも決して許すゝと能はざるなり然れども政府は囚徒をして徒らに慚息に流れしむへきの義務あるゝのみならず反て之を矯正せざるへからざるの義務あれば宜しく其囚徒の技量に應じ奴隸視せずして就業せしむるの義務は政府之を負ふものなりスタパン氏の論旨は當時歐米監獄家の望むところなりと雖も監獄至るゝとある之を實行するゝと能はず然れども分房監に拘禁するゝとあるの囚徒をして作業に就かしむるゝには囚徒の性質に従ひて雜居獄の囚徒よりも多くの注意を以てするゝと適當なりとす此は分房監就業法を設くるの必要なる所以なりとす

「マザー監獄」佛國巴黎分房監典獄は分房監の作業に就きて曰く囚徒の監獄に來るや否や就業を請求せざるものなし其請求は作業より生ずるゝとあるの利益を得んとするにあらすして囚徒各自の勞役に由りて良食を需むるに在り又未決者に於ても己決囚と同様に監獄に來るや否就業を請求するもの多し故に

(一〇六三)

大日本監獄協會雜誌第九拾九號

規律に違背したるを以て作業を停止するとは囚徒の感覺に於ては附加刑と同一の思ひをなし且つ自由剝奪を一層大いならしめざるゝの感情を懷く(講師曰く茲に注意すべきは分房獄と雜居獄と同一視し難き点は是れなり雜居獄は分房獄に反して作業を停止するゝを愉快とし休業日の如きは反て惡事傳習日となるの有様なり由是觀之雜居獄に於ては就業日より寧ろ休業日に一層嚴重に看守するの必要ありと思考すれば諸君宜しく大祭日の如きは特別に御注意あらんことを)

「マーザー」典獄曰く各囚徒の作業を充分に吟味せずして熟練の職業を捨て不熟練の職業に就かしめ未だ手練なざるるときは其獲るところの製作物生産物は充分の効用あると能はざるは自然の勢ひなり是れ審し余の管理する監獄は未決監なるか故ならん故に如斯短期獄に於て作業を行ふに當りて確實なる業に就かしむることは實に困難なりとす之に反して「セーヌ、エ、オワーズ」「ベルサイユ」「ボントワーズ」「エタンプ」「コルベール」等の諸監獄は前陳せし如き困難を生ずるゝなく就職上容易なりとす

前陳の如き監獄に於て獨居せしめらるゝ囚徒は雜居作業場に於て就業する者より謹慎に作業を勉勵するゝとは決して疑ひを容れざるゝと云ふなり何と云ふれば各獨居するか故に坐傍の囚徒より妨害を受け爲めに作業を妨けらるゝの患ひなければなり余は「アンデル」監獄の分房工場を屬々巡回し著しく作業上の進歩を觀大いに満足せりと

又「サントメチウルド」監獄の典獄の意見に由れば分房監獄に禁錮されたるものは其入監の當時は大

いに恐怖心を懷きて作業に勉めざるものあれとも終には其寂寥を友として職業に勉むるに至る其習慣其腦力に就きて考ふれば已れの許す限りの勉強力を以て作業に従事するの有機ありと

○囚人身分帳

神奈川縣監獄に於ては今回囚人の身分帳なるものを設くるゝに定められ不日實行の運びに至るへし全帳は名籍詳録、行狀録、携帶金品簡置簿、懲罰録、賞與評決録、作業及監房表、其他裁判宣告書謄本等を以て組成し囚人一人に關するゝは一切登録するものなりと此外在監人情願簿、死亡帳、在監人出入報告表等の創定又は更正もありたりと云ふ

右二件 正員 松田五百吉報す 神奈川

○北海道の感化保護事業

北海道廳函館監獄教師和田義英氏は明治二十一年より自宅に於て自費を以て函館監獄より出獄せし少年を引取り感化し大に好結果を得たるより氏か郷友ある愛知縣人鈴木房吉、當道江差辻甚太郎、の兩氏深く其美舉を賛し共に謀て遂に渡嶋國檜山郡鶴村に官地貸下の許可を得同所に一の開墾地を定め和田師感化の生徒及免囚保護人等に移し就業せしめしか頗る好結果を得被保護人の中には農業を望み該地に永住せんとする者あるに至れりと實に美事と云ふへし

(一〇六三)

大日本監獄協會雜誌第九拾九號

右正員 杉本萬吉 報す 北海道

寄書

○監獄制度改良に就きて (承前)

正員 高口小太郎 坂大

近來監獄の制度大に改良し殊に囚徒の衛生に向て充分注意を加ふるに當て尙ほ之を普通民間の死亡者に比較せれば囚徒の死亡者如此多數を見るとすれば到底囚徒死亡の多きは免るへからざるものとす則ち牢獄の尤も健康を害ふ場所たるを以てなり亦囚徒の遷善悔悟の徴効の有無を見るに其有効者甚た少くして無効者甚た多しとなき茲に其表を擧げて實際此の表の如き景況なるや否やを論述すへし

明治二十一年中已決囚出監時遷善悔悟の状況

府縣別	遷善悔悟の徴効あるもの	遷善悔悟の徴効なきもの	有効者總員の比例	無効者總員の比例
府	初犯 再犯以上	初犯 再犯以上	初犯 再犯以上	初犯 再犯以上
大坂府	四三三	六三四	二、二〇九	一、七四四
京都府	一、三八九	八〇四	二、一九九	四九元
兵庫縣	九三〇	二六九	一、一九九	九六五
三重縣	一、六六七	二六六	一、九三三	四四五
計	一、〇五四	三六九	五四五	九四四
初犯	一、七六八	二、二〇九	一、九八八	五八
再犯以上	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
計	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
初犯	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
再犯以上	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
計	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九

諸實地の景況は果して此表の示す所と違はざるや否は殊に注意すべき所にして此表は唯公に定めたる式によりて作りたるに過ぎず試に實地に就て之を見れば司獄官吏の相手とせる所の囚徒は素より惡漢無類の徒たるを以て其徒の實況を表式に由て上んとするは決して能ふへき所にありを是れ其表式の不完全なるにあらず司獄官吏の懈るにあらず則ち其相手の惡漢の徒たるを以て止を得ざる勢に出つ

予が曾て經驗する所に由れば例令囚徒の初犯と稱する者ど雖も必しも初犯にあらず再犯三犯の者も亦なしとせず遷善悔悟の情現はれたりと稱する者ど雖も必しも眞に悔悟したるものゝみにあらず然れども此表中に於ては則ち初犯及び遷善悔悟を以て之を登記せざるを得ず例へば一人の囚徒あり始めて裁判宣告を受けたる者は素より之を初犯として表中に登記すへし然るに其者再犯したる時に當り裁判所に向て詐て初犯を以て答へ或は三犯の時に初犯若しくは二犯を以て答へ而して其者全く本

府縣別	遷善悔悟の徴効あるもの	遷善悔悟の徴効なきもの	有効者總員の比例	無効者總員の比例
府	初犯 再犯以上	初犯 再犯以上	初犯 再犯以上	初犯 再犯以上
大坂府	四三三	六三四	二、二〇九	一、七四四
京都府	一、三八九	八〇四	二、一九九	四九元
兵庫縣	九三〇	二六九	一、一九九	九六五
三重縣	一、六六七	二六六	一、九三三	四四五
計	一、〇五四	三六九	五四五	九四四
初犯	一、七六八	二、二〇九	一、九八八	五八
再犯以上	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
計	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
初犯	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
再犯以上	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九
計	一、二八三	一、五三五	一、二八三	二、二〇九

名を稱するも罪人の夥多なる決して其人の本籍に就て舉して初犯なるか再犯なるか三犯なるかを一も漏失なく調査し得へきにあつたるは勿論なるのみならず日本橋通名古町に流寓したる者の如きは殆んど其本籍を調査するに由しなきなり況んや其者に姓名を假稱し或は他人の姓名を冒稱するあるに於てをや凡そ是等の例は監獄にありて常に見る所にして決して稀なるものにあらざるなり然るに司獄官吏の管掌する簿冊に囚徒の姓名を登録するに當つては其本名たり假稱たり冒稱たるを問はず一に裁判所の宣告書に依るを以て遂に右の善惡悔悟の情況に係れる統計表にも其實況を擧ぐる能はず或る囚徒にして監視に付せらるべき者姓名を假稱したるか爲め本刑の期限既に充つるも出獄の便を失ひ別房に留置せられ適々本名を申出づるに由て初めて出獄を得る等は屢々見る所なり去れば右の表中に於て遷善悔悟の徴候ありとして登記せしものと雖も未だ其實を得たりと爲すべからず又再犯若くは三犯に當て姓名を假稱し或は犯數を詐稱すれば其人同しと雖も其犯數の實を擧ぐるを得ざるへし

且つ一度盜賊詐欺等の罪を犯したる者は能く遷善悔悟の力あるものなりや否や殊に論究すべきものたり佛蘭西の博士ポールプロカ氏は疾病に由て罪惡に陷るの事實を擧げて曰く吾屢々罪人の屍體を剖割し由て意を注めて仔細に之を觀察するに一人として其腦髓を傷はざる者はあつざるなりと博士ローベルギユ氏及び癲狂醫コノリー氏の如きも亦各其確實なる經驗に由て同一の説を爲せりと云ふ又英國心理學雜誌に掲ぐる所に依れば通常犯罪人の遷善悔悟し難きを證するに足れり曰くドクト

ルクレルチ氏は伊多利及び佛蘭西に於て觀察したる犯罪人體格上の特點に就て深く研究したる人なり其言に由れば法律上の罪人となる者に二種あり其一は臨時の犯罪人して即ち格別なる迷感或は政治及び宗教上の意見よりして法律を犯す者はなり其二是通常の犯罪人にして其全生活は社會と相觸れ相反する者はなり而して其第二の種類の屬する犯罪者は一種特別なる相貌を有すとロングゴリー氏も亦嘗て能く犯罪人に身體上特別なる箇處の缺損を探究して曰く未だ精細なる結果を得るに至らずと雖も犯罪人は通常眉上著しく秀て頭顱非常にして智齒も亦常人に異なり腦蓋骨は一般に小に腦溝の迴轉にも特別なる處あるを發見すへし良民にも間々其一二を有する者ありと雖も一人にして右數多の模様を具ふる者あらずとマルロー氏は男子五百人女子三十五人の犯罪者に就て研究せし所を以て之を百人の良民に比較せしに身體の長短及び輕重は相異なる所なきも犯罪者の手は常人よりも長く又頭顱の形狀及び其周圍には別に相違の點なきも腦蓋の容量少く(殊に腦の前部に於て)前頭は短く且つ狭く額は長くして鬚髯甚だ乏しく耳も又異狀を呈はすと又左利は通常人より罪人に多きを發見せりと又通常の罪人は最も年老ひたる父母の間より生したる者なりと又罪人は百人中七十九人迄は最も貧なる者なり又一般に是等の罪人は甚だ道德上の思考に乏しく普通に癲癇の症候を有し愚昧にして自己を處するの力を缺き其他社會の通常の規律と一致し難き性質を有するものなりと余嘗て數多の罪人に注意し生理上著しき特點を経験せしに腦蓋の症あり前額短く且つ狭く又左利の多きは其た確實なるものたるか如し蓋し右心理學雜誌の所謂頭の長きは囚人の一般標準したるよ

り此の如く見ゆるものにして骨格の構造に關するにはあつざるに似たり余亦別に經驗せるものあり
 良家の童子に異なりて竊盜の小童は小童間相互の音聲に甚だしき差違を覺えず往々甲某の聲を聞て
 乙某と誤認するものとあり

借前文説く所の如く竊盜の罪を犯すに至れるは畢竟生理上の然らしむるものとなさんか一種の醫
 術に依て之を治療し得へき方法の未だ發明せられざるに於ては遂に其人をして眞に遷善悔悟せしむ
 るの道なかるへし顧ふに從來認めて遷善悔悟せりとなす者も眞に遷善悔悟したるにあらずして一は
 其人の他日生業稍々裕にして衣食の供給に竊盜を爲すを要せざるも充分なるものと二は常に爲さんと欲
 し幸にして未だ其期を得ざると三は實に竊盜を爲すと雖も未だ發見せざるとの三個の源由よりして
 他人より眞に遷善悔悟したりと認めらるるに外なす然らば則ち罪人は生理上の關係より眞に遷善
 悔悟する能はざる者たらしむるも適宜其人の生計を裕にし罪を犯すに至らざるしむへき方法を示し
 て社會の爲め犯罪者を減するものとを計るは當局の務なるとん

抑も監獄費目中の最たるものは看守押丁の俸給被服及び囚徒の飲食被服なるへし然るに諸府縣皆務
 めて囚徒の飲食被服費を節減して殆んど其極に達したるか如しと雖も尙ほ囚徒の工賃を以て之を償
 却する能はざるは已に前表に示すか如し而して看守押丁の如きも亦諸府縣概して其人員を減する
 の一途に方向を取れり蓋し亦其由て生ずる所の弊を知らざる者に似たり

費額節減の名は甚だ好し然れども單に節減を唱へて囚徒を監督する方法を誤り加ふるに看守押丁

を減員するの一途に向へは監獄事務の一層困難に至るは勿論なり

監獄に在て看守押丁の張番に當り持場を離れ或は倦睡し其他種々の事故に依り怠職者と認められ
 譴責を蒙る者決して稀れなりとせす然れども是等は皆不幸にして看守長及び什長の爲めに發見せら
 れたるものに過ぎず其幸にして發見せられざるもの亦多かるへし夜中監房の周圍を見張する時倦態
 の餘柱壁に立寄りて睡眠し適々什長の靴音を聞きて始めて警覺する等往々是あり然れども其情狀に
 由て之を察せば一概に看守押丁の怠慢としてののみ責むべきにあらず何となれば費額節減より看守押
 丁の人員を減せられ因て大に人員に不足を生ずるか故に居残り又は夕入等の役を課せられ例へは昨
 日午前八時に出勤し晝間事務に服し夜に迫りて徹夜を課せられ翌朝更に居残りやを課せられ午後五時
 前後に至るまで退出するを得ず其翌朝亦例の如く出勤し其夜徹夜を命ぜられ翌朝に至て退出するを
 得るや更に其午後五時前後に至れば亦夕入を課せられ徹夜せされは歸へるを得ざるか如きは固より
 通常人の堪ゆる所にあつざるを以て強壯なる人の外は久しく其職を保つ能はず是れ蓋し囚徒の増加
 するに拘はらず監獄費額の節減せられたるに由るなり

監獄官吏の職務の困難なるは典獄以下一般にして尋常官吏の職務と比すへきに非ず加ふるに囚徒年
 を逐て増加し更に一層困難を重ねる有様なり昨年九月二日英人ヘンリー・ランズデル氏大坂府
 堀川監獄に來り實況を目撃して頗る驚嘆せりと云ふ同氏は諸國監獄の實況取調の爲め自國を發足し
 我國に來りしは凡そ十八ヶ月の後なり同氏の言に此十八ヶ月間諸國を巡歴し參觀したる監獄數多な

りと雖も其囚徒の尤も多きは五百人に過ぎず未だ大坂監獄の如き結構壯大にして囚徒の填充せるものを見ず然らば則ち大坂監獄は結構の宏大と囚徒の多きとを以て宇内に無比と稱すべきか然れども只大坂監獄のみならず前報表中に就て之を驗すれば概して我國の監獄は囚徒の多きと宇内に最たるを見るべし

要するに我國監獄現在の有様を以てすれば囚徒年を逐ふて増加し隨て費額も亦益々多く衛生の法漸く開けたりと雖も囚徒死亡の數は市郡に二倍し費額節減を旨とすれば一層官吏取扱上に困難を加へ而して世間犯罪者増加するを以て損害を被むる者次第に多し左れば嶋地開拓の方法を講じ囚徒に多少の自由を與へ職業を勉勵せしめ且つ其衣食を豊かにして再三犯を要せしめず以て社會損害を被むるの途を塞かざるべからず

囚徒をして刑期中に謹慎して職業に勉勵ならしめ又眞に遷善悔悟するよし能はすとするも出獄後再三犯せざらしめんと要せば其刑期中務めて之に自由を與へ且つ務めて満期後に衣食缺乏の憂なきの地を作らしむべし抑も獄中は極めて憂鬱の場所にして在獄の人は獄外の人と大に其狀を異にして殆んど童子に類せり故に瑣々たる細事と雖も忽ち怒り又忽ち喜び實に獄外の人と解すべからざるものあり就中其尤も喜はし易きは飲食にして衣服も亦其喜を促し易し何となれば獄中にありては飲食衣服に缺乏を感ずればなり此故に囚徒の時として一二錢の餅を購求するの許可を得れば獄外に在て丹饌湖鯉の饗應を受けるよりも一層愉快を覺へ更に次の購求期日を待て以て樂みと爲すは常に見る所

なり故に食物購求の範圍を擴め充分に購求して之を食するを得せしめは囚徒の喜は作業勉勵の上に現るべし囚徒自言へるには若し食物購求に多少の増加を得ば土砂運搬の如きも決して苦と爲すに足らずと然るに官費購求を増さんとするも費用に關し容易に行はるべきにあらず然れども囚徒所有の金を以て隨意に購求するを得せしめは甚た便なりとす然るに反之過嚴に失すれば其嚴酷の度の高きに従て一層囚徒の情を損じ殆んど御し難きに至る今或は務めて監獄費額を減殺し囚徒の衣食購求物を缺乏ならしめて作業に勉勵するを責むるは其當を得たるものと云ひ難し然り而して余の囚徒使役の最良法と爲すものは嶋地開拓の一事と爲す社會の爲め囚徒の爲め雙方利益なるを以てなり然るに嶋地開拓の説は或は囚徒の爲め過酷なるやの疑ひあるべしと雖も余の謂ふ所は北海道にあらず又其島地に發送するも北海道集治監の如く監禁するにあらず故に決して過酷にあらずとのみならず囚徒に取りては獨り島外に出づるを得ざるの外は殆んど通常人民に異あらずる自由あるべし北海道は土地も廣く内地同様に村落居民あるを以て囚徒を發送すも雖も亦内地同様に獄舎を造り監禁せざるを得ず加之嚴寒の候に至れば一般居民は家に籠居し焚火に由て寒を凌ぐの有様なるを以て囚徒も亦充分に服役するを得ざるは勿論なり且つ近日巷説を以てそれは離宮を北海道に置くの議ありと云へり果して然らんに北海道を以て囚徒發送地に充つるは徒た空しく費用を増すのみならず國の体面より見るも甚た快きことにあらず

南洋中に群島の散布するは一度坤輿圖を披かれたる人は皆承知する所なり近來歐洲二三ヶ國より頻

りに來て其島を探檢し其版圖内に入るを勉むと雖も尙は其地勢港灣を詳にせずして遺棄せられたるもの未だ其幅を發見するに及ばざるもの少くならず因て余は其諸島を以て囚徒發送の地に充てんと欲するなり抑も其諸島は北温帯より熱帯を経て南温帯に亘れるを以て植物繁茂し耕作には甚だ勞せずして收額多く氣候炎熱なりと雖も北海道の如き近寒僻面の地に監禁せざるに比すれば囚徒苦樂の差は霄壤のみならずるへし囚徒を南洋諸島に發送する方法と其結果に因て生ずる所の利益とは實地に就て調査せされは其詳細を悉し難しと雖も余の所見は左の如し

- 一 全島を擧て囚徒開墾の地に充て其囚徒にして妻子を携ふるを許さざれども其島内に於て自由に住所を定むるを得せしむること
- 二 若干年以上の禁錮に處せられたる者は或は島中の住民たらしむること
- 三 開墾地より生ずる物産は幾分は官に収め幾分は其本人の衣食及び貯蓄に充つるものと
- 四 飲食衣服皆其本人の隨意たらしむるものと
- 五 假りに其全島を一監獄と見做し其取締上の費用は島中產出の物を以て之に供し若し不足を生ずれば國庫より支辨するものと
- 六 幅地取締官吏は小銃を携へ舟を以て島の周圍を巡回し及び島中諸要所を扼して警備するものと

然るどきは極めて少數の取締官を以て充分に警備するを得べく現今内地監獄の看守押丁を置くよりは幾百分の費額を減するを得へし

七 裁判所に於て處刑を宣告する時に當り幾年以上幾年以下の範圍内に於て禁錮幾年に處すると云ふを以て現今例規と爲せども之を改めて更に幾年以上幾年以下の範圍内に處すと云ふに止て其刑期の如きは他日監獄官吏より其囚徒の行狀を具申したる後ちに於て始めて定むるものとすると然るときは刑期の短かゝんとを願ふ餘り必ず謹慎の意を表し作業勉勵するの効あるへし

八 前文に擧げたる表を離れて實地に就き囚徒を取調るときは眞實初犯の者割合に少くして大抵再犯三犯の者たるを見るへし故に島地に發送して之に住民たらしむれば遂に内地に於て加害者の數を減し良民其業に安するを得て其利益は殆んど測るへからざるものたるよし

九 囚徒發送の用船は海軍省の軍艦を以て之に供するものと然るときは軍艦遠航練習の利益を合せて取るを得へきこと

移囚の方法及び利益は決して前數項に止まらざるへし之を要するに南洋開拓の舉を盛にし囚徒發送の地と爲さは全く内地の監獄費を要せざるか爲め良民租税の負擔を軽くし囚徒の衣食稍裕にして活路の方向を立つるか爲め再三犯の憂無く内地に無頼の跡を絶ち被害者財産損害の難を減するか爲め一般經濟の上に便と與ふるのみならず國の版圖を廣め物産を増し富強の端を啓く等其利益口舌の得て盡すへき所にあらざるへし因て鄙見を述べて世の有識者に問ふ

○讀神谷君譯華氏監獄論

正員

山崎柳藏

(完)

尙も人の論議演說する所にして監獄に關するよどは遍く聞き汎く覽て以て實際治獄上に裨補するを

ふんと欲すると吾儕の宿志也是を以て雜誌に新聞に其論其議見て精思せざるなく聞て熟考せざるなし頃日一友を訪ふ机上新書あり探て之を閲すれば則ち華氏監獄論なり是れ監獄社會の鴻益を計るものなりと余は其名を聞て未だ其書を見ざりし依て繕讀數日を費やせり僅々の一小冊と雖も萬象の事物を綴解し千萬の情景を登錄す實に一目以て監獄社會の有様を概見するに足る嗚呼亦結構なる新書ならずや抑も天下の人各々其業とする所異りと雖も皆之を愛して之に熱心せざるなし商は其商を愛す故に熱心其職を怠りず農は其農を愛す故に熱心其業に倦まず工は工に熱心し漁は漁に熱心す是を以て財貨饒に國產富む凡そ業を爲し事を執る未だ熱心せずして能く好結果を得るものはあらず然るを況んや活物の良心を發達せしむる任に當る吾々監獄官吏にして之を愛し之に熱心せんは焉そ其改過遷善の成功を望むを得んや夫れ其任は輕きに似て其實重く其職易きに似て其實難きものは則ち吾々監獄官吏なりとす之を譬ふるに監獄は尙ほ園圃の如く在監人は猶ほ花卉の如し而して吾々監獄官吏は之を培養するの人なり監獄の榮枯は吾々監獄官吏の勉否に關し監獄の盛衰は吾々監獄官吏の手中に存す如此其職難きを以て熱心事に従ふにあらざるよりは誰れか能く其任に堪へんや苟くも人の花卉を養ひ之をして凋衰枯死せしむることあはれ其責果して何人に歸するべきや況んや已に敗亡したる所の德義心を再生せしめ已に罪惡の爲めに腐敗せる心魂を治療せべき吾々監獄官吏に於てをや華氏云へるあり不善なる性質に正義の心を播種し得べき入物は決して之を即時に造ること能はず且つ己に敗類したる心情を感化改良せしむるは人間處理に係る事業中に於て最も高尚にして其の右

に出るものはあはれざるなりと願ふに堅忍なる盡力と不拔ある熱心とを以てするにあらざれば決して司獄の任を全ふすることを得ざるべきなり吾儕神谷君譯華氏監獄論を繕て感慨の情轉た禁する能はざるものあり乃ち數言を述て蛇足を添ふと云爾

本會記事

●特別會告

一會費四ヶ月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所等宛にせられす必す東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用は二割増とす

右特に廣告候事

●監獄官の任免異動

本會記事

特別會告

栃木縣看守長 安部 井正藏 君
任 栃木縣屬叙判任官五等、下級俸を給せらる

非職富山縣看守
所長兼書記 高田 眞清 君

任 栃木縣看守副長叙判任官六等給下級俸、
宇都宮監獄詰を命ぜらる

北海道看守
所長兼書記 山 本 義太 君

依願本官並兼官を免ぜらる

板津 七三郎 君

北海道廳監獄醫を命ぜらる

佐藤 信次 君

全上

北海道廳警部
記看守長江差分署長 東海 林雄吉 君

岩内警察署詰を命ぜらる

北海道廳警部 成田 百々 君

兼任看守長、江差分署長を命ぜらる

北海道廳書記 野崎 宏君

陸叙判任官四等下級俸を給せらる

(各通) 佐賀縣書記
兼看守長 白井 齊君(正員)

佐賀縣書記 岩崎 有齊 君

任 大分縣屬叙判任官六等、下級俸を給せらる

大坂府看守長 永田 直之丞 君

大坂府堺監獄典獄代理を命ぜらる

群馬縣看守
所長兼書記 淺井 信道 君(正員)

任 長崎縣書記叙判任官五等、下級俸を給せらる

る

(各通) 岩崎 恒心 君(正員)

後藤 誠諦 君(正員)

東京集治監教誨師を命ぜらる(内務省より)

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ

但シ實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費額ヲ以テ算出スルモノトス

第二條 總裁 一人

推戴員中ヨリ推薦ス

會長 一人

名譽會員中ヨリ撰舉ス

副會長 一人

名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ撰舉ス

庶務局長 一人

維持會員中ヨリ撰舉ス

調查局長 一人

維持會員中ヨリ撰舉ス

主幹 二人

維持會員中ヨリ撰舉ス

庶務委員 二人

調查委員 二人

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス

議員

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理公撰議員 十人

在東京維持會員中、撰舉ス

特別調查委員

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ總理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記錄ニ關スル事

調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 諸起案

四 調查書類ノ記錄

五 統計ニ關スル事

六 特別調查委員ニ關スル事

七 集會ニ關スル事

八 衛生ニ關スル事

庶務委員及ヒ調查委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス

一人 庶務及ヒ會計主任

一人 記錄主任

一人 編輯主任

一人 海外通信主任

議員

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調查委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條 入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第五條 會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

明治廿三年七月十二日改正